

第25回  
旧町時代における  
未処理金調査特別委員会

令和2年9月14日

葛城市議会



開 会 午後5時25分

**藤井本委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開催いたします。

皆さん、本当にご苦労さまでございます。午後3時から協議会をさせていただきました。7月10日にこの委員会をしてから今日に至るまで、この間、7回の協議会を開催させていただきました。皆さん方には慎重にご審議をいただきました。そして、約2年7か月かかっておりますこの委員会も、報告書を作成するという、もう最終段階に来てるかなというのが今の時点でございます。そうした中で、最後の報告書を作成するに当たり確認しておきたいという事項がございますので、そこを間違えのないように確認をして、報告書作成に向けていきたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

発言される場合、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう出入口を開放しておりますので、ご了承をお願いいたします。

委員外議員をご紹介します。増田議員です。松林議員です。

それでは、調査案件に入ります。

調査案件（1）報告書案に関する確認事項についてを議題といたします。

このことについては、先ほど開催いたしました協議会で審議いただきました内容の中から確認をさせていただきます。

まず1件目、この間、調査いたしましたこの対象の未処理金の認定についてを確認いたします。これまでの協議会の中で、この未処理金については、所有権が葛城市に帰属する金銭ということで話し合いを進めてまいりました。ここで、この未処理金の認定を行いたいと思っておりますが、ご意見を賜りたいと思っております。ご意見ないでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** ただいま、この金銭について、葛城市に帰属する金銭ということで認定をしたいということとございました。これについては、あまりにも唐突なのではないかなと思っております。この2か月間、全く委員会が開かれておらず、また、証人尋問の中で事実関係を明らかにすることによって精力を費やしてまいりまして、なぜこれが葛城市に帰属する金銭なのかということが、これでは、根拠等も含めて、非常に分かりにくい話になるかと思っております。先ほど委員長がおっしゃいましたように、今ずっと調査報告書をまとめていつているわけです。したがって、この調査書の中の報告の中をきちっと明らかにすれば、このことも葛城市に帰属する金銭ということは明らかになるんだろうと思っております。したがって、そうしたことをこ

れからまた延々とやるわけにいきませんので、この報告書とともに、葛城市に帰属する金銭だということを明確にして、お伝えするのがいいのだらうと思います。これだけが突然浮いて出てくるようなことになりますので、私は、報告書の中にある報告として、きちっとやるべきではないかと思います。でないと、突然のことなので、なぜなのかということが非常に分かりにくい話になります。また、これからそれを延々と議論するというのも何ですから、できたらそういう扱いにさせていただきたいと思います。

**藤井本委員長** ほかに。

西井副委員長。

**西井副委員長** 帰属するかどうかということについて、帰属しないという理屈は一切聞いておりません。やはりいろんなことを今まで2年半以上、協議会、委員会も開いて、いろいろ聞かせてもらって、実際このお金が帰属しないとしたら、このお金がどないなってるか。預かったとこ自身が黒いポーチで、会計管理者の金庫に預かってたと。これ、そしたら、帰属してへんのやったら、一般のお金やったら、そんなところに入れること自体が不可能やと。その辺からしても、市に帰属するお金であったやろうと。もっとはっきり言うたら、現実いろんな話から、いろいろ今までの経緯の話で、証言だけではなく、背後関係も我々考えてる中でいけば、これは実際公金から裏金にされたのと違うかと。現実言えば。私はそのように解釈するので、やはりもともとから言えば、公金の中から、これ、裏金を作ること自体が地方自治法で違反行為です。それ自体を、何か一生懸命隠すために、公金違うんだという発言をされてるのではないかという背後を考えて、私はその背後も頭の中で勘案した中で、葛城市に所属する金員ではないかということを確認さすべきやと思っております。

**藤井本委員長** ほかに。

西川委員。

**西川委員** 今、委員会で委員長が、葛城市に帰属するお金やということが唐突に出てきたというような意見がありましたけれども、これ、第1回やなしに、3回、証人に証言をしていただく回数でも、20回までもずっとやってるわけで、協議会をやって煮詰めてきたわけで、その中で、1つは、元市長が現市長に、このお金はもともと葛城市のお金やねんと、帰属するお金やねんということで預かってくれいうて、現市長が歳計外として既に預かってるわけやから、唐突にこれが出たなんていうことはあり得へん。もうそろそろ2年近くこのことをやってきて、まだよう結論出さんのんか。この未処理金と言うてるお金を、まだ百条委員会いつまでやってるねんと。あれはどないなってるねんと言われてんのに、まだ、これ、この議会でもよう結論出さん。預かった市長そのものの選挙もある中で、何の結論も出さんと終われるわけもないんで、それで、こんだけ何回も何回も証人に来てもうて、それで、これは葛城市に帰属するお金やというのは、1人の議員はそう言わはるか知らんけど、ほぼみんな、葛城市の帰属するか公金かはちょっとあるか知らんけども、こんなんは、分かりやすう言えば、はっきりと葛城市の公金です。それをそう位置づけることを今、委員会で委員長が諮られる。僕は、ごく自然なことで、当たり前のことやと思うてます、このことは。

**藤井本委員長** 吉村始委員。

**吉村始委員** 委員長が今おっしゃったみたいに、これについて、最終目的は、葛城市としてのお金に、帰属するお金にすることが、この委員会の中で、今後の適正な処理に関する事項ということで、これは、この方向でずっと話し合ってきたわけですので、おおむね、今、委員長がおっしゃったことについては、私はそのとおりだと思います。ただ、この発生経緯につきましては、いろいろと委員会としても一生懸命調べましたけれども、残念ながら原資については明らかになってない。その中で、関わった方々も、葛城市に帰属すべきお金であるというふうなことを皆さんおっしゃってるわけですから、私もそのとおりだと思いますので、先ほど1個だけ委員長がおっしゃった中で、1つだけ私言わせてもらおうと、帰属するお金、金銭ではなくて、帰属すべき、これはあくまでも推定の中で語られるべき文脈だと思いますので、現在の状態を表してるわけではない。なので、未処理金は葛城市に帰属すべき金銭というふうに、我々委員会としては認定すべきであると私は思います。

**藤井本委員長** 葛城市に帰属すべき金銭でしょう。

**吉村始委員** はい。

**藤井本委員長** ほかに。

川村委員。

**川村委員** この2年7か月、百条委員会が開かれたという、開くことができるという要因の中に、これは、その当時は、公金性が高いというような、もちろん調べてみなければ分かりませんが、そういった内容で、この百条委員会というのが議会で設置されたという経緯を、まず皆様に申し上げておかないといけないのかなと思います。そして、その百条委員会が、延々と2年7か月の間に、多くの方々の証言しかない、ほとんど証言しかない。しかし、その証言が、いろいろと記憶が、やっぱり古いことですので、なかった。また、その記憶がしっかり、故意に覚えていないという状況でもなく、また忘れたとかいうような、そういった証言が数々ありました。しかし、いろいろと、1億8,000万円というお金がある方に預けられて、そして、それが最終的に葛城市の歳計外現金に入れられたという、ここまでの事実の中で、当委員会が、この報告書、50何ページにわたって作られたわけです。これは皆さんの意見と、そして弁護士先生のご助言によるものだと思っております。そして、今回の、原資というところの確定は、過去からずっと受け継がれた、ある日突然これが未処理金という形になったわけではなく、先人、先輩たちが、もう今いらっしゃらない方たちが、ずっと延々と、この未処理金という、その当時は裏金とでも言ったんでしょうか。そういったお金を、歳計の中に入れなくて管理されてきたということ推測しながら、このお金は一体誰のお金なのかということ調べるためにここまで来ました。

この報告書の59ページに書いております内容をかいつまんで言いますと、この発見が、元収入役、生野名興氏、そして、元町長であり、また元市長である吉川義彦氏、そして元助役、また元副市長である岡本吉司氏という、新庄町また葛城市の役職の経験者が管理に関わっていた。これらの人々は、未処理金はその当時の新庄町に帰属するべきものとして扱ってきたということは、未処理金の帰属が新庄町のものであるということをはっきりさせるという事情であると、ここまでの表現になりますけれども、一応、当委員会の判定として書かれて

おります。

そして、この保管が、新庄町の会計課の金庫内で保管されていた。この事実をもって、これは誰のお金でもなく、当時の新庄町のお金であったと。そして、未処理金が今現存する中で、この1億8,000万円が非常に多額の金額であるにも関わらず、いまだかつて、私のものですという人が現れていない。これも1つの、個人のものではないということとを判定できると。そして、これが、今まで証言によるいろんな結果、またその資料等が、なかなか保存年数の加減で、はっきりしてない。この事実は、この委員会では、仕方ないことだというふうになりました。でも、これが、最終的に吉川義彦氏によって、葛城市に申入書という形で来たわけです。その申入書は、葛城市の、本来、地方公共団体によって指定された金融機関において管理されるべきと思われます金員の一部について、というような内容がきっちりと書かれております。私も、これが、葛城市に帰属するべきお金というふうな表現をもって、そういう表現でしか過程の中では分からないわけですけれども、最終的に公金という色がだんだんははっきりしてくるということとを認識しております。

公金というのは、そもそもどういう定義なのかということにつきまして、衆議院のホームページを見ましたら、答弁の中で、公金については法令上定義されていないが、一般的に国または地方公共団体が実質的に所有する金銭を意味すると解されると。法令上はきちっとした定義がされておきませんが、公金という呼び名が、こういった形でずっと皆さんの中で認識があるということとをあえて申し上げるならば、今回、葛城市に帰属するべき、今の歳計外現金に入っているお金は、もともとそういった、旧新庄町、そして葛城市の公金であったのではないかということとを、この2年7か月の間、この委員会はしっかりと調べてきたということは、今回ここでご報告をさせていただきたいと思っております。そういった意味で、私は、この公金の認定は、本当に証言だけではなかなか断定できないですけれども、いろいろな外形的な要因を全て集合させた上で、公金であるというふうには認定できるものと思っております。以上です。

**藤井本委員長** ほかに。

杉本委員。

**杉本委員** よろしく申し上げます。私も、この2年7か月、最初から今までずっと入れていただいて、一生懸命調査させてもらいました。昔の話でなかなか書類とか証拠とかは少ない中で、証人に来ていただいて、宣言していただいて、皆さん、真実を発言していただくという中で、僕は、このお金について、委員長は、この認定について、何を認定ということ、このお金についてということであれば、葛城市、または新庄町に帰属するお金、これ皆さん宣言していただいて、その可能性が高い。そんなことないという人も、一人もおられないんですね。ちゃんと宣言していただいて、こういう葛城市、公金の可能性が高いという方もおられる中で、これは、もちろん公金と認定して、もう2年7か月やってきて、僕は最初から、このお金は何のお金だという話はずっと提言させてもらってます。それを先調べるべきだというのは言わせていただいている。皆さんの記憶にないだけなんかもわからないですけども、その中でずっと、ほとんど川村委員と同じことを言ってるかもわからないですけども、公金の可能性が

高いという頭でずっと調べてまいりました。今もその思いは変わってませんので、僕はしっかり認定していいと思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** ほかに。

内野委員。

**内野委員** 今、るる川村委員が言われた経過に関しては、私もそのように、一緒でございます。また、本当に書類もなく、いろんな方の証言を、たくさん来ていただいて、証言を基にいろいろと本当に調べたんですけれども、なかなかその証言も食い違ういうところで、いろいろと本当に百条委員会、大変長きにわたってやりましたけれども、私は1つの決定だと思ってるんですけれども、この吉川元町長が、平成30年2月5日に、阿古市長の方に、1度、2度にわたって来られて、申入書というのがございます。その中の1つなんですけど、このところは、私は、葛城市に帰属する金銭というふうに断定したいと思うんですけれども、その内容というのが、本来は地方公共団体に帰属する可能性の高い金員を、職員ら個人が管理し続けることは望ましくありません。すみません。もうちょっと前から読ませて。地方公共団体の事務においても、客観性、公平性、透明性が強く求められるようになった昨今の状況に鑑みましたが、いつまでも上記のような非公式な形で、本来は地方公共団体に帰属する可能性の高い金員を、職員ら個人が管理し続けることは望ましくありませんし、将来に禍根を残すことにもなりかねません。そこで、上記金員につきましては、早急に葛城市に返還したく、申入れをいたしますので、よろしく取り計らいをいただけますようお願いいたしますというように、元市長の方からの申入書でございました。

先ほどの報告書の中にも、第15の未処理金の今後についての提言のところでも少し書いていただいているんですけれども、吉川町長のところで何行かに書いていただいているんですけれども、もう少し詳しく今の内容を入れていただけたらいいかなと思うんです。

以上でございます。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** 皆さんは、この未処理金が葛城市に帰属すべき金員であるということについての理由を述べられましたけれども、私が最初に言いましたのは、なぜ、突然このことが委員会で今日議決するということになったんですかと。先ほどまではずっと協議会を開いて、この報告書のまとめをやってました。それから、偽証罪のことについて、委員会を開いてやりましょうということになったので、私はてっきり偽証罪のことで審議するのかなと思ってたんです。それが、突然議題として、先ほどまで協議会でこのことについてきちっと話が出たわけでもないのに、突然、この葛城市に帰属すべき金銭と認定するということについて、なぜ突然出たのかということをお聞きしたんです。ほんで、なおかつ、私の意見としては、先ほど来から、このお金の性質を公金と認定すべきやとかいうふうな発言も出てきました。ここが、報告書の最後の取りまとめの中の協議会でも議論になったところなんです。私としては、百条委員会の当初から、これは公金だというふうなことが、ぱんとチラシが市内にまかれたりして、

でも、これは公金かどうかを調べるのが百条委員会であって、最終的に結論を出すのが百条委員会ですから、市民の方はそういうふうなことで出されるのかもわからないですけども、百条委員会としては、きちっと調査の上、このお金の性質について判断するというのでやっていかないと、市民の方々の中にも誤解が広がるし、また、市長選挙を前にして、いろんな文書が出ております。百条委員会の様々なことについて、まだ協議会しかやってなくて、そんなにオープンになってないことまで出てまいってますので、私はそういうことを恐れますので、この報告書を今取りまとめしております。それは順番どおりになってます。この未処理金がどうして発生したか。これを調べてまいりました、長年にわたって。2年間調べてまいりました。それから、旧新庄町、そして葛城市になってから、それが、さらに葛城市の外にお金を持ち出された。その管理実態も調べてまいりました。そこから使われたお金があることについても詳しく調べてまいったわけですけども、そうした経過をきちっと、今、報告書を議論してる段階でありますから、この報告書をきちっと取りまとめる中で、このお金の性質について、私は否定はしてません。先ほど委員がおっしゃってることを否定してるわけではなくて、そういうことも含めて、きちっと正確な報告書で市民の皆様を示す方が、このお金は公金だ、何だかんだという議論が、また市民の間で飛び交うことは、私は、いろいろ問題があることが起きてくると考えますので、私としては、この報告書と一緒に、最終的に決定していただくのが、私はふさわしいのかなという意見を述べさせていただきます。

**藤井本委員長** 谷原委員の方から、冒頭に唐突にという言葉が出てました。これについては、私の挨拶の中であったように、協議会を7回やらせていただいています。本当に真剣に、この結果を出すために、皆さん方がご審議をいただいた、7回やってる。私もその中で、私の意思としては、一回一回というのか、なるべく多く委員会をしたいというのも、皆さん方にも申し上げたのも記憶にあらうかと思います。しかし、ある程度進んでから、こうやっていこうというご意見もあったわけでございます。ここへ来て、もう報告書を作らなければならないという中で、今回、議決するというより、確認するというので、委員会の中で確認した上で、この報告書を作成しないと、いや、また違うと、こういうことになりますから、それぞれ段階的にやっていくということで、今回委員会を開かせていただいたところで、唐突にとおっしゃったけども、前回の協議会の中で、私は、次回は、協議会もやって、決まったことについては委員会をさせていただきたいということは、皆さん方にも申し上げ、そして事務局にもその段取りをしていただいたところですので、誤解を招くような発言は慎んでいただきたいかなというふうに思います。

それと、この未処理金の認定、今、谷原委員こそおっしゃったのは、百条委員会で何をするか。初めは宙に浮いたお金であったわけですけども、これをどのように認定するか。これが百条委員会に課せられた一番の使命ではなかろうかと思います。ここを間違えると、報告書そのものが、全てが初めから間違うわけなので、作成前に、ここできちんと委員会としてやっておきたいということで委員会を開かせていただいておりますので、その辺のご理解をしていただきたいのと、この未処理金の認定というのは、今回委員会としては初めてですけども、7回の間ずっと、まず弁護士のアドバイスも聞きながら、証人尋問も含めて、葛城市に



帰属する金銭ということで話を進めてまいりましたので、これを確認させてもらって、報告に進んでいくという、このご理解はしっかりと認識をしていただきたいと思います。今、何やら違う目的のようなことをおっしゃってますけど、もう2年7か月やってるんです。市民に分からない協議会を7回やってるんです。7回やって、委員会をすること自体、私は遅いぐらいだと思っておりますので、委員の皆様方も、その趣旨にご理解をいただいた上で、ご協議いただきたいというふうに思います。

それで、今申し上げてるのは、これは確認ですから、このように進めますよということで、これを確認した下で、最終的にももちろん報告案を作ります。そこで議会で諮るわけであろうかと思えますけども、報告書を作るのに間違ったらいけないということで、委員会としてどのように認定するかということで話を進めますので、戻ります。

今、お話が出てる中で、葛城市に帰属する金銭という言い方と、公金という言い方が出てまいりました。これについてご意見を賜りたいと思います。

吉村委員。

**吉村始委員** 私、さっき、葛城市に帰属すべきという表現も、意見として述べさせてもらいましたので、それも議論していただきたいと思います。今、吉川元市長が、葛城市に帰属する可能性が高いか、あるか、詳細は忘れましたが、そういう言い方をされてて、帰属するとすれば、これ、状態を表わすものであります。すべきというのは、我々が認定をした上で、葛城市の正式な公金として扱うというふうな流れになってきますので、これは大事なところだと思いますので、そこはよろしく審議していただきますようお願いいたします。

**藤井本委員長** ほかに。

西川委員。

**西川委員** 僕は当初から、これは公金や言うけれど、公金というのは、こうやああや言わはるから、これは初めから、今、川村委員も言わはったように、内野委員も言わはったように、元市長は、これは地方公共団体に帰属する、性格としては、帰属するのが、ものすごく性格的には、性質的には、そういうお金やと。それを、今言わはったように、国や地方公共団体が、法的な規定はないけど、それを普通、一般、公金や言うてるんやということですよ。それを公金や言うてんねんと。そういうふうなことを。それやったら、帰属するなんて言わんでも、そういうふうに言うた方が分かりやすいから、そこらを全般を見て、僕は公金やでと。法律用語であんのんなら、いろいろとあるのか知らんけど、そうやない言うてるわけやから。分かりやすう公金でええんと違いますか。地方公共団体に所属するお金やと。あくまでも性格、性質としては、そういう性質のお金やねんと。そやさかい、今、現市長に、こんなん自分らで、公に近いようなお金を自分らで持つてるのはおかしいさかいに、現市長に、これ、預かってくれいうて。現市長も、そやな言うて、歳計外現金いうて、ほぼ、言えば、葛城市の方で持つてるわけや。これを公金と言わんと、どう言うんかな。普通市民の人らは、それは公金やというふうに理解しはるのと違いますか。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** 委員長は、今日、最初どうおっしゃいましたか。この冒頭に、この議題について。それについて確認します。

**藤井本委員長** 今月の9月議会でこれの報告書を作成するというのを、協議会でほぼ予定を立てております。その中で間違いのないように、あとは報告書を作ってしまったら、それに基づいて賛否を採るということになりますので、委員会のやり方として、できるだけ間違いのないようにして進んでいくという意味合いから、この大事なところ、これについては確認を取る。確認を取って報告書に反映させるということを考えております。当然のことやと思いますけど。

谷原委員。

**谷原委員** この委員会の、今、議題ですよ。これ、最初におっしゃったじゃないですか。葛城市に帰属する金銭であるということ、この未処理金が金銭であるかどうかを認定することを、ここで決めていく、確認していくということでしょうけど、今そういうことだったんじゃないですか。

**藤井本委員長** そうですよ。

**谷原委員** ところが、今聞くと、これを公金として認定するべきやとかいう意見が出てきてるわけです。私自身は、長く協議会をやって、これは葛城市に帰属すべき可能性のある金員であるということは、それは否定したこともないし、そうであろうと思ってます。思ってるけれども、そのことと、そういうふうにしちっと述べることと、これを公金というふう認定することは、この間ずっと議論になってきたことなんです。報告書の中でも。まとめる中でも。ですから、突然、今、これを公金と認定するというふう議題がすり替わると、それこそ、私が言ってるように、この報告書をきちっとまとめないと、そこははっきりと決めていくこともできないし、市民の方にも分かっていただけないので、今、議題がずれてきてるように思いますよ、私。

**藤井本委員長** 議題はずれてない。その意見を聞いているだけであって、私は、これを何と認定しますかと。認定するところを、調査報告の、先ほどおっしゃったじゃないですか。この委員会の一番の目的は認定なんだと私は思います。それがあって次の段階へ進めるわけですから、ここを間違わないように、念には念をとということで、この委員会を開かせていただいているので、そこをそのようにおっしゃると、委員会そのものは何やったの、何をやってるのかということになるし、協議会ばかりでは全然決定事項ができませんので、間違いのないようにという、もう日にちもないものですから、だから、そのようにやらせていただいている。

それともう一つ、何回も言いますが、7回連続して協議会をやってるわけですから、この委員会もやってないということ自体がおかしい。私は委員会をやりたいということを申し出ましたけども、このこともご認識いただきたいと思います。

川村委員。

**川村委員** この間、今、突然と言われますけれども、今日は、今、葛城市に、先ほど言われたように、地方公共団体によって指定された金融機関において管理されるべきと思われる。ここを吉村委員も言われてますけども、管理されるべきと思われる金員を、百条委員会で管理される

べきということを調査して、それを認定していくべきだという表現であると。これ、一番最初に、皆さんと同じ温度でちゃんと確認しておかないと、私は、今日、公金という表現がなぜ使えないか。谷原委員がなぜそれほど意識されるのかという、これ、法令上全然定義されていない。ただ、葛城市に管理されるべきと思われる金員とか、一々そういう表現がややこしい、市民にとって分かりにくいので、今回のこの報告書の中に、管理されるべきと思われる金員、または帰属されるというような表現を使っておりますが、ただ、使っておりますけれども、それを公金というふうな表現に変えたらどうかと言うてただけであって、なぜ公金という表現が、法的にえらい重みのあるような表現をなさってるのか。そんなに大変なことなんですか。私たちは、今、これ、何回も言いますが、衆議院のホームページに、公金の定義に関する質問の答弁書、これもやっぱり、いろいろと弁護士先生のご助言などによって、いろいろと情報を収集してるわけです。公金については法令上定義されていないが、一般的に国または地方公共団体が実質的に所有する金銭を意味する。これとさっきの帰属するべきお金と、何が違うんですか。それは答えていただきたい。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 公金についての議論は、長々と、本当に長くやってまいりました。ただいま、公金という法律用語はありません。法律用語は現金ということでやってると思います。ほぼ、行政用語では、公金イコール現金というふうに私は思っておりますけれども、一般的に公金というふうなことについては、これは法律用語ではないということで、衆議院の、これは答弁の中で、国または地方公共団体が実質的に所有している金銭ということですが、実質的所有って何ですか。これは大変重たいですよ。市が実質的に所有するというのは、ちゃんと管理されて、ちゃんと手続に従って、監査を受けて、予算、決算の中でも明らかにされて、一定の法律手続の上で執行されるお金、これがいわゆる行政上の実質的な所有じゃないですか。つまり、市が実質的に所有してるということは、その所有されたものが外に出たわけですよ。これは、葛城市のある収入役のときに、会計課の金庫にある通帳が、言ってみれば、解約されて、これは収入役名義の口座です。それが収入役名義の解約手続に従って公印が押されて、それが外に、忍海農協に移された、他人名義に。これ、実質的に所有してるお金が、そうやって動いたとなれば、私は、収入役の実質的な責任は免れないと思いますよ。それについては、委員会では一つも議論されていない中で、公金、公金という言葉だけが踊る。実質的所有、これについては、弁護士の方に、所有ということが本当にこれ所有されてるんですかということも含めて、弁護士の馬場先生に何度も確認してきたわけじゃないですか。これは所有が曖昧ですと。所有ということについては当たりませんねということを確認しながら来たわけで、だから、この公金ということで、実質的に所有するお金ということではないわけですよ。だから、そういうことも含めて、私はしっかり議論してきて、やっと最後段階で文書をまとめにかかるところでありますから、そういうことをきちっと報告書の中で、議論したことを見ていただいた中で、最後の結論として、この金員が何かということをしつかり決めないと、結局こういうことが起こるわけです。委員の意見の中では公金やという。公金という言葉が躍ってくる。公金ということだったら、こういうことはどうですかと。本当に収入役の実質的な責任を

問えますねと。いや、それは関係ないと。何か公金の意味合いそのものが大きく揺らいでくるわけです。

(発言する者あり)

**谷原委員** だから、いや、そういうことじゃないですよ。これは大事なところですよ。これは百条の委員会として責任を持って、市民の方に誤解なくきちっと報告書を出して、この金銭の性格についても誤解なくきちっと処理していく。そうしたことをしていかなければならないと。実際これが政治的に利用されることになってるわけじゃないですか。私もこの件で攻撃されたことがありますしね。何で公金じゃないんやというビラまで流されましたから。だけど、それは当初の中でね……。

(発言する者あり)

**谷原委員** いや、関係ないことないですよ。だから、これについては、市民の中に誤解がないように、このお金の性質については、きちっと委員会として認定する作業を今やってるところですから、それを先にこれをぼんと出されて、この議論の中でも、いや、あれは公金と認定すべきやという議論にまでずれてきてるとは思いますけど、当初の葛城市に帰属する金員として認定するかどうかを、ここで話し合っしてほしいという、これが当初の、委員長の、今日の議題だったわけですから。それについて私が異議を唱えましたけれども、そのやり方について、それはなぜかという、こういうことが起こるからですよ。だから、私は、そこはしっかりと議論していただきたいと思います。

**藤井本委員長** 協議会というものを、この間7回させてもらったと言いました。今日も、午後3時から約2時間余りやりました。このことを、例えば話をしてないこと、全くそういう議論をしてないところを私が出せば、それを唐突に出してきたと言われても、私の責任やと思います。馬場弁護士も含んで、これをどうしましょうということを、今日も主となる議論の中でやってたじゃないですか。そうでしょう。それで……。

**谷原委員** 委員会に出すとは一言も言ってないですよ。

**藤井本委員長** 委員会に出すって、協議会ばかりではいけないから、委員会をしますというのは、以前から私は申し上げてきました。協議会でやってきたことを、谷原委員は、委員会では話をしてはいけないということですか。ないでしょう。協議会でやってないことをすれば、それは、おっしゃるように、何で協議会でやってないことを委員会で話をするんだと言われてたら、これは、私は委員長として失格やと自分でも思います。協議会で今日も主となる形でやってきて、それで、このようなことになる……。

**谷原委員** 今日はまとめやってただけじゃないですか。

**藤井本委員長** そうですよ。だから、まとめを作成するにおいて、議論となったところを確認だけしておかないと、間違ったらいけないということでやってるんですからね。

西川委員。

**西川委員** 谷原委員は谷原委員の公金の考え方がるんやろうけれども、この未処理金というか、裏金というか、知らなかったら、それをちゃんと言うように、知ってたら、それは収入役の責任でもあるやろうけれども、証言で、全然知らん、わしの筆跡でもないと言うてるわけや。

小切手のあんなんでも。その知らんもんを、全然分からんもんを、分からんうちに移されてるわけやん。それを生野さんが、こんなありますと言うて初めて出てきたんや。それを初めから分かってたら、収入役の責任もなんて、知ってたら、誰がそんなことをさすん。そんなことあり得へん。それを、これは公金やいうて、そやけれども、自分らで話さったんかどうかわらんけれども、内野委員が今言わはったように、元市長が、こういう性質のお金やと。そやさかいに、今の市長に預かってくれと。これは葛城市に帰属する、ほぼ葛城市のお金やと。それを持っているのはおかしいから、阿古市長に、これは預かってくれと言わはって、阿古市長も、ここで証言の中では、公に近いお金やと言うてるわけです。公に近いというか、そういう証言を持っているさかいに、これは公金やろうと。その公金の定義が、法的にきちっとこういうふうなことやってあんのなら別やけれども、今、川村委員紹介のように、そういう国会での答弁があったら、それに沿うて考えたら、これは公金やろうと、そういうふうに考えてええんやろうというのが普通の考えやと言うてるんで、委員長、僕らはそういう意見、僕はそういう意見。谷原委員はそういう意見。それだけのことでさかいに、今度はまとめていくんやったら、どう表現するか、またきちっとやったらよろしいやんか、このことについては、それで今出すんやったら、賛否採ってもよろしいやん。

**藤井本委員長** 西井副委員長。

**西井副委員長** これ、正式な委員会ではないけど。

**藤井本委員長** 委員会です。

**西井副委員長** 今日と違うて、私がこれから話しすること。たしか百条委員会を開く前に、吉川元市長も議会に来られたと。そのときに誰か預かっとなはれと、吉川元市長がおっしゃったと。ところが、この話が出てきたとき、岡本さんが、数名の議員が、そういう裏金というお金が、あるんやったらある、ないんやたらないと言うてよという話をしたら、私、一丁見でいかへんと。吉川元市長がお金を返しますという文書を出されたとき自体、岡本さんも一緒に相談されてるのと違うの。岡本さん、常々4人で相談したとか、事後報告か、ほんまに報告してるかどうか知らんけど。吉川元市長が、岡本さんは代表で、それやなかったら、新村区長からの返還する、新村の区長から、そんなん、吉川市長、あのお金は返していうて言われて、分かりましたと元市長が言われて、そんなわけじゃなく、岡本さんも了解して、これを返却してるんやろう。そうしか考えられへんやん。そやから、基本的には、吉川元市長のこの文書自体は、岡本さんも含めて書かれてるやろうと。もちろん全員協議会の中で、市長、誰か預かっとなはれ。そのときにはそういう話もあったけども、現実には、その話も含めて、吉川元市長自身も理解しながら、岡本さんの意向も含めて理解しながら発言されたもんやと。私はそういうこと。その発言の中の部分として、申入書が、やはり吉川元市長だけではなく、本人も了解されてるもんやと。確認はしてなくても、そうでなかったら、こんなお金返せるわけがないと、私は思っております。そやから、やはりその辺から言うて、吉川元市長の発言も含めて、その保管状況も含めて、また2年7か月たって、市民かて大騒ぎになってるのに、「わし、実は失いましたお金ですわん」て、誰か一人でも言うてきはりましたんか。言うてけえへんということは、公金やからですやん。人のお金や。極端に言うたら、わしのお

金拾うて、貯金しはりましたと、誰も言うたはりませんやん。そういうことも背後の話として考えてみたら、自動的に葛城市が所有すべきお金やったということは、そんなん確定できる。ということは、公金ですやん、現実言えば。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 今、西川委員が、もう採決で決めたらええやないかみたいな発言をされましたので、私は、この間、百条委員会では、いろいろ意見の違いがあっても、何とか1つのまとめになるように、鋭意すり合わせをやってきたわけでありまして。公金かどうかについても、なかなかここは一致しなかったけれども、最初に述べましたように、葛城市に帰属すべき金銭であるということについては、これは全ての委員が大方そうであるという認識は、私はできてると思ってるんです。しかし、ここで、今、公金だという議論が出てくるから、それは違いますよ。実質的に所有するのですから、これは弁護士の先生に何度も確認したじゃないですか。このお金は誰かが所有してることになってるんですかと。それは、当初、例えばこれが、もし、公金から詐取されたり、あるいは公金から不正に裏に回って蓄えられたお金、その時点で、明らかに所有者に対して不正に働いたということははっきりするけれども、これが、長い年月を経て、葛城市の当初4年間は全く使われもせず、金庫に置かれてあった。そのお金について、所有がどうなんですかと。これ、葛城市の所有と言えるんですかということも確認してまいりました、馬場弁護士に。これは葛城市が所有するというふうには言えませんねと。そういう中でやってきてるわけですから、国会でいう、実質的に所有なんですよ。それが公金であって、少なくとも国会の議論では。ですから、だから、ずっとややこしい言葉で、葛城市に帰属すべき金銭というふうな言い方で百条委員会はやってきたわけじゃないですか、この間。それが突然ここで公金だというふうなことでなると、そこまで行くんだったら、しっかり報告書を作る中で、もう一回きちっと報告書として確定して、認定していく。まだそれは議決もされてないし、協議会だけの話だから、それについては、しっかりとこういうものを見ていただいたら、たくさんの証言全て載ってるわけですから、要点として。こういう中で判断できることでもありますから、それについては、私は、公金認定なんて、議題からもずれてますから、葛城市に帰属すべき金銭なのかどうかということについて、こういうことについての認定について、私は今回やるべきではないと思うけれども、少なくとも公金かどうかいうところまで後戻りするようなことは、ぜひ議論としてやめていただきたいと思います。

**藤井本委員長** きちんとした報告書を作るために、今回、委員会を開かせていただいているんですけども、今まで積み上げてきたこの協議会の中でも、さっきからおっしゃってる、葛城市に帰属するとなっております、今までやってきたのは、帰属する金銭ということで話をずっと続けてきたわけです。吉村始委員からは、吉川元市長が「すべき」ということをおっしゃってるので、「すべき」というふうにならざるにニュアンスを変えられたけども、協議会の中では、ずっと報告書案も、新庄町から継承して葛城市に帰属する金銭であるというふうに進んできたわけです。今その確認をさせていただいてるということです。その確認ですけども、それと、いわゆる公金と何が違うのという議論に、今なってるよかというふうに思います。

弁護士先生に聞いてると、いわゆる公金としての定義がないと。公金とは何かという定義

がないので、葛城市に帰属する金銭というのが、説明上一番いいんじゃないかということは確かにおっしゃってます。公金との違いはという話になると、衆議院の方でそういう問題になったときに、帰属する場合は公金とみなすというふうなことも言われてます。定義として曖昧なわけです。そのようなことを皆さん方も聞かれたであろうかというふうに思ってます。ここを間違ってしまうと全てが変わってくるので、本当に最終段階の報告書を作るにおいて、ここだけはきちっとしておきたいと、ここだけはって、まだほかにもありますけど。

吉村始委員。

**吉村始委員** 委員長がおっしゃりたいことも分かります。細かいところはあれとして、未処理金が葛城市に帰属ということについては、これは誰も疑うことはないわけですし、それから目的も、先ほども申しましたように、そもそも百条委員会の設置の3番目の目的、これを認定するという事ですから、これはいいと思います。

あと、公金という言葉につきましては、これについては、結構多い委員が、帰属すべきというものがイコール公金であるというふうな認識をされているのは事実であります。ただ、私は、意見を言うならば、言葉というものは、ちゃんと定義がされているもの。例えば法的に定義されている。例えば自然科学の分野であれば、これが定義されているという言葉については、説明なしに使っていいし、そうすべきだと思うんですが、定義が曖昧、いろいろ取られるということについては、私たちは法に基づいて設置している委員会ですので、使うならば、必ず、もし、曖昧なものを使うのであれば、少なくとも定義をすべきだと私は思います。定義をして、うちではこうだから、これを公金と言うというふうに定義をしてから使うべき。さらに私の意見を言うならば、曖昧なもの、意見が分かれているものについては、使わないというのが、私はいいのではないかと思います。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 私は、先ほど実質的に所有という、国会の方では、公金を、地方公共団体が実質的に所有という、この所有にこだわってるんです。と申しますのは、このまとめの中でも出てまいりますけれども、未処理金が忍海農協に移されて、ある方がこれを支出されてます、6回ほど。6回のその支出をどうするんだという議論もやっています。それについては、当然、葛城市に帰属すべきお金としてそれがあったんだから、葛城市に戻してもらいようにしなければいけませんねという話になってるわけです。ところが、そのときに、法的にはどうですかと。つまり、これをやるとすれば、葛城市が実質的に所有してたというふうになれば、葛城市の所有ですから、所有者が返しなさいというふうに言うわけです。また民事裁判も起こすんだったら、起こすわけです。ところが、そのときに、馬場弁護士は、協議会の中でこの議論になったときに、葛城市がそう訴えるかどうか。これを自分の所有と認めるかどうかは、これは分かりませんねと。なぜなら、所有権というものはこういうものだからということでおっしゃいました。つまり、これが本当に葛城市が所有してるというふうに言えるのかどうか、この間議論をずっとされてきたことなんです。だから、公金をどうするかという議論になったわけです。これはいろんなところに影響が出てくるんですよ。つまり、委員会として法的な措置を取らなければいけない、そういうことを市に求めるときに、我々は弁護士に対して

かなりの費用をもって、2年間にわたって、これを一般会計から出して、弁護士の専門的意見を求めてきたわけですから、そうした中で、実質的所有の所有ということは、これは言えませんねということになってるわけですから、ですから、こういう葛城市に帰属すべき金銭という言い方になってるわけです。ここへ委員会はとどめておかないと、新たな問題が私は幾つか発生しますよと。法的な問題も含めて。それについて議論して、確認しながらやったわけですから、公金の議論をやり出したら、割れてしまいますやんか。割れるから、ずっとこれで来てるわけで、この報告書の作成に当たっても、それは、これは本当に困難なことになっていくと思いますので、その点については、委員長、そういう向きで取り計らっていただきたいと思います。

**藤井本委員長** これは解釈の仕方、法的な形で答えを出すというのか、公金というのは一般的な言葉であろうと。我々が出す答えはというところですけども、そのことで議論というのは、もう少し時間かかろうかと思えます。ただ、法的に答えを出すということでは、今まで進めてきたとおり、葛城市に帰属する金銭ということで進めさせてもらいたいと思えます。

**西川委員** どういうこと。公金と言わへんてか。

**藤井本委員長** だから、それは公金という捉え方もできるし。

**西川委員** 定義せえ言うのやったら、葛城市に帰属する、これは公金やと、百条委員会は公金やと。これを公金とすると、こういうふうに別に定義しといたらええやん。

それで、さっき言うてるように、公金で、実質所有するとか、帰属するお金やとか、帰属するお金は返さなあかんと言えて、公金やいうたら返せと言われへんって、そんなことになるの。公金と言おうが、帰属する金であろうが、百条委員会としては、1億8,000万円から使われてるお金を、はっきりと市の行政に対して、これはちゃんと返還してもらいなさいよと。百条の委員会は、返還してもらおう相手に直接できへんけれども、葛城市は返還してくださいよと、そういうふうに言いなさいよと、そうしなさいよと、百条委員は言えるわけで、その後、いや、自分ところに実質所有してるかどうか分からへんさかい、よう言わんねんとか、そんな話をするんやったら、葛城市がしたらええだけのことで、百条委員会としては、返還をしてくださいよということを出していかんなんねから、それを公金と言おうが、帰属する金と言おうが、そやから、はっきりと市民に分かりやすく、これは葛城市のもとものお金やと、公金やと、元市長も言うてるんやし、それを定義せんなんのやったら、葛城市に帰属するお金イコール公金って、こう定義すると書いといたらええんと違うんかいなと思うけどな、分かりやすく。

**藤井本委員長** そしたら、今は確認ということでやっています。ここを間違えると報告書が作成できないということになりますので、これは確認ですけども、皆さん方のお考えというものを、決を採りたいと思えます。法的に言うと葛城市に帰属する金銭ということですけども、それが分かりにくい。やっぱり公金という認定をしようと、委員会として。葛城市に帰属する金銭というのは、全員ほぼ一致であろうかと。ここでとどめるか、それは公金とも言えるということになるわけですけども、この表示の仕方、これについて決を採りたいと思えますけど。

川村委員。



川村委員 公金の逆の言葉は、私のお金と、私金ということで、その判断の下に公のお金と、そういう認識であります。

以上です。

藤井本委員長 だから、今おっしゃってるように、これ、認識、捉え方なんですよ。そこを議論ずっとしてても時間がたつばかりなので、表示の仕方をどうするかということによって。

谷原委員。

谷原委員 確認のため採決を採るということでありますけれども、なぜ今日なのかということなんです。これはまた最初のあれに戻るわけです。なぜ、こんな意見が分かれることを、例えば、これが葛城市に帰属すべき金銭ということは、これは大方一致してるわけですから、それで進んでくるわけやから、何の問題もないわけです。ところが、これを公金というふうに認めるといふふうになると、何で今そういうことをせなあかんのか。報告書をまだこれから作って、まとめにかかっている段階じゃないですか。だから、こんなんを急いでここで確認する必要はないと思います。少なくとも、葛城市に帰属すべき金銭だということで、委員は誰一人反対してないわけです。だから、これは葛城市に納まるものだと思ってるわけ。納めなあかんと思ってるわけです。それが公金となると、意見がいろいろ違うし、いろんな問題があるから、だから、意見の割れることについては、また次回の協議会でも委員会でもしっかりやった上で、一致を見てきちっとやるべきだと私は思います。今日そういう採決を、意見の割れるようなことで採決を採るべきではないと思います。

藤井本委員長 まずもって、なぜ今日なのかとおっしゃるわけですけど、今日の協議会で決めたのは、今、9月議会中でございます。次、議会中にあと1回協議会をしよう。25日の最終日に調査報告をしようということまで決めてるわけです。私は遅いぐらいやと思ってます。この委員会でこうやってやってるのをね。その理解の差があるのかなと思うんですけども、なぜ今日なのかと言われると、すいません、遅くなってと私は申し上げたいぐらいです。

谷原委員 公金の認定をなぜ今日やるんですか。

藤井本委員長 認定じゃない。認定というより、先ほど弁護士がおっしゃってるように、葛城市に帰属する金銭が法的な用語やと。しかし、それって何ですかと市民に聞かれたときに、先ほどあった、公金とか私金とか、いろんな、私のお金という中で分かりやすい言葉にも置き換えといた方がいいという意見があるので、それを表示の仕方として、法的には同じ意味か分からないけども、表示の仕方としてどうしましょうと。そうでないと、議会に提案する報告書として出すわけです、2年7か月もかかって。ここは、私、委員長としてきちっとしておきたいというのはご理解を賜らなありませんので、表示の仕方、これをどうするかということについて決を採りたいというふうに……。

杉本委員。

杉本委員 2年7か月、僕やってきまして、今さら、今の話って、もうずっとやってた話で、もうそろそろ、委員長おっしゃるとおり、認定、何て呼ぶのか。ほかの呼び方もないわけじゃないですか。裏金と言うわけにもいけません。僕は、いつからか分からないですけども、公

金も、小切手があって、架空の時期があって、今から葛城に戻るべきやというのは皆さん認識されてるわけじゃないですか。もともとの場所が、僕らの調べでは、大体そこである。生まれが分かって育ちも分かるという状態で、葛城市に戻るお金、何て呼びましょうというだけの話だと僕は思うんです。さっきの注釈を入れるというのも手やと思いますし、ただ、1つだけ言いたいのは、見方が変わったら色変わるんですけど、僕は、明日聞かれても、来週聞かれても、公金やと言います。僕の認識はそういうことでやりましたから、宣言もちゃんと聞いて、皆さんの証言を聞いて、僕はやっていますから。

以上です。

**藤井本委員長** 葛城市に帰属する金銭というのは、一応全員一致やというふうに私は認識しておきます。進めますので、私は、この言葉、法的な用語ということであれば、これは使わなあかんと思います。だから、葛城市に帰属する金銭、すなわち公金という形で、すなわち公金となる金銭と認定するというような言葉になろうかと思えますけども。

**谷原委員** となる金銭やったら、ちょっと違います。どういうことかもうちょっとはっきり言ってください。2つ言いはったけども。

**藤井本委員長** だから、葛城市に帰属する金銭というのを置きます。これが意味が分からない。法的にはそうやけども、意味が分からない。すなわちという言葉をつけて公金と認定すると、このようにしたいと思えます。

(「ややこしい」の声あり)

**藤井本委員長** 括弧で。同じことですけどね。

吉村始委員。

**吉村始委員** 葛城市に帰属するお金を公金と定義する、でいいん違いますの。それ、すなわちとか言うたら、何がすなわちなのか分からないじゃないですか。

**藤井本委員長** いろんな意見があるから、そのように言うてるだけであって、傾き方も急でありがとうございます。

**岩永事務局長** 過去のことを言うのはあれやから、何やったら、葛城市に帰属するという形を、みんなオーケーであれば、葛城市が実質的に所有者になるということで、それやったら公金と呼んでもええやろうと。過去のこととは関係ないですよ、今。

**藤井本委員長** 現在、すなわちという言葉を入れたんですけども。

**岩永事務局長** だから、結局、葛城市が実質所有であれば、公金になるでしょうという意味です。

**藤井本委員長** 今、2人ともええとおっしゃった。吉村始委員、もう一回言うてくれますか。今言ったのを。

**吉村始委員** だから、言葉の定義というのは、ここが大事で、きちっとやっておかななくてはいかんと。だから、定義するのであれば、きちんと、これこれこれをこうこうと定義するという言い方をしないとあかんと思うんですけど。そこはきちっとしておかないと。

**藤井本委員長** だから、あれですか。葛城市に帰属する金銭、すなわち公金と。

**吉村始委員** こうですわ。私たちの百条委員会は、葛城市に、私は、帰属するというか、帰属すべきやと思うんですけど、それは皆さんの意見やから、する金銭を公金と定義すると。我々の委

員会では、これを公金というふうに定義しますと。

**藤井本委員長** 今、吉村委員から、言ってるように、法的な言葉だけで分かりにくいからこうしようと言ってますので、公金と定義するというのは市民に分かるかなと。

**吉村始委員** 今、分かりにくいというのは、公金と言ったら分かりやすくなるんですか。何かそれはちょっと違うと思いますけど。

**藤井本委員長** ここは感性の問題だから。それは、もう日がないので、ここは表示の仕方を。

**吉村始委員** だから、みんなでやってるわけですから、だから、その中で、百条委員会としての意思を出すというのは、それはもちろんそうだと思いますので、それはいいんですけど、だから、階段というか、きちっと登っていかないと、すっ飛ばして、こんなん、フィーリングみたいなのでは違うと思いますけど。

**藤井本委員長** 飛ばしてないやんか。ちゃんと法的な言葉というのは、葛城市に帰属する金銭と、これは入れると言ってますやん。これは法律的にそういうことやということやから。そやけども、それでは市民に分かりにくい。こういう大きな問題があつて、報告をするのに分かりにくいから、括弧書きでもええから、公金という形、何でもいいですよ。市民に分かりやすくするために公金というのを入れたらどうやというのが皆さんの意見でしょう。

ほんなら、次行きたいんで、言いますよ。葛城市に帰属する金銭（公金）ということで行きたいと思いますが、（公金）というのを入れて表示をしますけども、それに賛成の方。

谷原委員。

**谷原委員** あまりにも委員会の進行がひど過ぎませんか。ちゃんと文章化してやるんだったらやらないと、言うてることがころころ変わるので、これでいいですかになったら、どうするんですか、それ。だから、私は、きちっと議論した上でこんなことはやるべきだし、何度も言うてるわけです。何で今日こんな強引に決めるんですか。おかしいじゃないですか。それはちゃんと議事進行をしっかりとやらしてもらわないと、一体、先ほど吉村委員が言うし、いろんな言葉がぶれてくるわけですから、議案としてきちっと確認して出すんだったら、その文章をきちっと作ってもらわないと、こんなん、後から、どういう議論をしてたんだということになりますよ。

**藤井本委員長** だから、皆さんの意見を聞きながら、最終段階で進めてるんじゃないですか。強引とかいうより、もう、あれですか。谷原委員は、即本会議でどんと行けとおっしゃるわけですか。

**谷原委員** 私はさっきから何度も言ってるじゃないですか。このまとめを議論してるんだから、葛城市に帰属すべき金銭ということは、誰も否定してないんです。これで一番法律上、所有ということと離れて、こういう言い方になってるけれど、正確な言い方を皆さんやる方が、それは一番市民の皆さんにも正確に伝わると。ところが、公金ということについては議論があるから、それについては改めてもう一回議論した上で、きちっと報告書の中で確定して判断すればいいわけです。何で今日この公金問題が、時間を決めて慌ててやらなければいけないか。報告書すら、まだ委員会で審議してないわけですよ。

**藤井本委員長** だから、報告書を間違ったらあかんから。

谷原委員 だから、私は逆でね。

藤井本委員長 その作成において間違ったらあかんから、間違いのないように、この肝心なところはきちっとしておきましょうという委員会をやってますから。

谷原委員 だから、最初に私言いましたやん。ちゃんと順番にやって出さないと誤解を与えますよと。何で結論だけ決めて、前の方をやりますかということになりますから。

藤井本委員長 結論だけって、思ってることはみんな一緒や。表現の仕方が、なぜ公金を使うと、公金というのは市民に分かりやすいし、何で、おっしゃってるのは、私はそっちの方が。

西川委員 何でこだわるのかなと思うんやけど、谷原委員みたいな考え方もあるけれども、実質所有と言うけれども、実質所有してるのをみんなが分かってたら、勝手に移さへんわけで、そんなもん。それは公金と言えへんと言うけど、そしたら、何で元の市長が、葛城市に預かってくれいうて持ってきやなあかんの。葛城市のお金やいうて。これを公の金と言わんと、公金と言わんと、何を言うてるのか。弁護士も初めは、ぼっと公金と言わはったんやで。これは公金やと。それをまた考えはったんか知らんけど、帰属するとか、そんな言い方してるんやろうけれども、百歩譲って、帰属するでもええけれども、これは、はっきりと公金という形でやっていただくのは、私は第1番やと思ってます。ただ、そこにこだわるのやったら、葛城市に帰属するお金、これ、すなわちというのは、さっき、これ、今後ひょっとして葛城市のお金やと断定したときには、公金に変わると言うわけやろう。そやから、すなわち公金という表現をすると言うてるんやろう。

藤井本委員長 そうです。

西川委員 それやったら、それでええやんけ。

藤井本委員長 吉村始委員。

吉村始委員 葛城市に帰属して、葛城市の正式なお金となる、公金になると。これ、一番最後の状態で、我々はこれを目指しているわけです。ただ、その状態の話と、裏金として管理をしていたときは、これ、別の状態ですので、すなわちで結びつけては間違いだと思います。それは文法上も、意味として。だから、私が言いたいのは、きちっと、まず百条委員会で、公金という言葉を使うならば、だから、一般の人に分かりやすいと我々が考えるならば、それはちゃんとした理由やと思うんです。そうなれば一般の人に分かりやすいので、百条委員会では、こうこうこれを公金と定義するというのをきちっと入れてくれと。それは私の意見です。それは絶対に必要やと思います。じゃないと、この言葉自体が、これは一般の人はそう思ってるとか、それは、市民でもいろんな考え方があられるわけですから、それは一概にみんなそういうふうに、市民はみんな公金と思ってるという、そういうものではないと思います。そこは丁寧にやらなければいけないと思います。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 何でこだわるのか本当に分からんけど、そうしたら、言うたはるのは、葛城市に帰属する金銭、これを公金と定義するというのを入れたらええということ言うてるのか。

吉村始委員 我々は、一般の人に分かりやすいと考えるのでと。

西川委員 そんなこと一々、市民をばかにしたような、そんなことを入れて、市民みたいなん、もっ

と賢いねんから、そんなもん入れたら、ちゃんと分からはるがな、そんなもん。

**吉村始委員** だって、さっきから、それが分かりにくいとか言うたはったじゃないですか。それやったら、一般の人が賢い、そんなん失礼やって言うんやったら、わざわざ公金って使わないと分かりにくいという議論が成り立たへんじゃないですか。最初から、葛城市に帰属すべき金銭だということで済むじゃないですか。それをわざわざ公金という言葉を使うならば、それなりの理由が必要です。それを言うてるんです。ほんで理由があって、みんながそうやと、そっちの方が一般の人に分かりやすいというんやったら、私は、それについては納得するし、それに反対するものではありません、それは。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** このようにもめるわけです。これでもめてきたわけですが、はっきり言うて。だから、これが葛城市に帰属すべき金銭というふうには、吉川元市長は、これは葛城市に帰属すべき可能性のある金銭と、非常に慎重な言い方されてます。議会事務局長がおっしゃったように、これを葛城市が受け取れば、これは葛城市が所有する公金です、はっきり。でも、今の時点どうですか。葛城市が預かってます。歳計外現金会計で。私はそこで扱うべきじゃないと思うけど、預かりました。葛城市が動かしますか。今動かしますか。葛城市が所有するものだったら、動かします、自由に、葛城市は。動かさないじゃないですか。それはどういうことかいうたら、この百条委員会の審議を待ってるわけです。百条委員会で、これが葛城市に帰属すべき金銭だと認定したら、それを葛城市が判断して受け取れば公金になると。でも、公金であるからといって、その前の段階で公金にしてしまうと、葛城市が所有してることになる。今だって自由に使えるし。先ほど言いました、いろんな問題が発生するんです、所有については。それを議論してきたんじゃないですか、弁護士も含めて。だから、私としては、あくまで、今日の段階でそういう議論をすべきでないし、葛城市に帰属すべき金銭というだけで置いておくべきだと思います。

**西川委員** 委員長、副委員長、ちゃんと定義しといて。公金という定義しといて。

**藤井本委員長** 協議会の中で弁護士先生からアドバイスをいただいたのは、衆議院の中で、そういう質疑があって、公金とされているというふうなことがアドバイスとしてございました。ここで何でもめるかという、定義がないこと自体がもめてるんですよね。そういうことなので、先ほど弁護士がおっしゃったのを読みます。公金については法律上定義されていないが、これが問題になると思うんですけども、一般的に国または地方公共団体が実質的に所有する金銭を意味すると解されると。

**西川委員** そやから、実質いうてこだわったはるねん。

**谷原委員** 実質じゃない。所有にこだわってるんです。

**西川委員** そやから、実質所有やん。

**谷原委員** 所有ですよ。それが問題になってたんで、前の弁護士の考え方を受けてやりましたじゃないですか。

**西川委員** 実質所有してるさかい、こっちに戻ってきたんや。

**谷原委員** そしたら、今の葛城市でも動かしますやん。

西川委員 そんなもん関係あらへん。

次行こうや。

藤井本委員長 定義がないということです、これは文章の中で入れたいと思いますけども、これは委員長、副委員長にお任せいただきたいと思いますが、法律上の葛城市に帰属する金銭としながら、公金という、市民に示されるような言葉を使いたいと思います。

次に行きます。ただ、これは文書の中でそういうふうに使わせていただきます。これは報告書の中でそのように使わせていただきたいと思いますので、それでご理解をいただきたいと思います。

谷原委員 理解できません。一方的や、そなん。何も決まってませんよ。

藤井本委員長 次に行っていていいですか。特にないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 次に行かせていただきます。

次、これも大事なところで、未処理金から出金された金銭というものもございます。ほぼ、これについてどうするかということについては、協議会の中で話をしてまいりました。これについて確認をしたいというふうに思います。この未処理金ということについては、先ほどから申し上げてるように、葛城市に帰属する金銭であると、こういうことから、そこから逸脱した金銭については回収すべきであるというふうに、今までからお話を進めてまいりました。すなわち、この使ったお金を回収する、戻してもらおうということでお話は進めてきたところでございます。このことについて、今は確認ということですけども、報告書の中で、どういう形に文面を入れるかということについてご意見を賜りたいと、このように思います。

谷原委員。

谷原委員 このことも、まとめの中で議論してきたことじゃないんですか。それで、今これ議論しますやんか。文面も含めて。だから、何でこれを今日わざわざ持ち出されてるのか、私はさっぱり分からんのですよ。だから、この議論の中で、このことも含めて、大方そういう点でも一致も見てきてるわけですから、それで進んでいただいて、今日の案件にするというのは、私はよく分かりません。そのことについて、この場で別に取り上げなくても、協議会の中では、ほぼ成案は固まっていますから、このまとめの中できちっと報告書として議論して、出していけばいいと私は思います。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 委員長のご苦勞はよく分かりますので、この報告書、先ほど協議会でいろいろと長時間にわたって議論してきた中で、最終報告書の中に、百条委員会として、このお金を使うたんは、岡本さんがほとんど使うて出してるわけで、これ、また偽証罪のところに係っていくけれども、そうやからこそ、このお金を百条委員会としては、先ほどの帰属するとか、公金やとか言うてるけれども、百条委員会は、直接使わはった人に返せということではできませんので、これを返すように言えと、これは行政に言わなしゃあないわけで、それを文書の中に入れるんであれば、ここできっちり決めとかなあかんやろうと。こういう文章の表現をするんやか

ら。それを委員長は言うたはるねんから、今ここでちゃんとそういう表現をしてくださいよと。これが公金か所属する金かどうか分からんけれども、葛城市のお金やというふうに百条委員会が認定せんかったら、葛城市へ返してくれというふうに言われへんですやんか。そやから、文章として、その中にちゃんと返しなさいよ、この使うてしもうたお金はと。これも利息も含めての話になるねんけれども、それを百条委員会としては、行政側に、市長にでも、そういう手続を取っていきなさいよという表現を、やっぱり委員長の報告の中にはきちっと入れといてもらわんと。そやさかい、今日委員会やってるわけやろう。違うの。

**藤井本委員長** そうです。それでは、この件については、もう今確認ということでやってます。谷原委員のおっしゃってるの、なぜ今日するんやと。先ほどから言うてるように、私は、遅くなって申し訳ないというぐらいの気持ちでありますので、そこにもう差がありますから、今月に報告書を出そうという中で報告書作成の確認をさせていただいておるところですので、お間違いのないようにしていただきたいと、このように思います。

出金額505万8,000円ございます。これらの明細については、報告書できちんと明記をいたしますけども、これについて今まで話し合ってきたのが、葛城市は、少なくとも岡本吉司氏に対して、それら出金額の返還を請求すべきであると、このように今までからお話をしてまいりました。このことは、先ほどから意見あったように、市からしかできないということになっておりますので、このことを市に申し入れるということで、今まで進んできております。このことについて特にご異議ございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 先ほど私が述べたとおりです。ここの報告書の中を今読まれましたけれども、報告書の中で、この文言も含めて議論してるところです。だから、何でそこだけ取り上げて、今回ここで議決するというのは、これまでの委員会の流れと、私は違うように思うんです。これも、だから、突然議題として、先ほどの件と今回、というのは、協議会の中でも、そんな委員会をやるなんて話は全くないわけです。協議会の中では、この中身について、報告書の中身についてしっかり議論してまいりました。先ほど使われた、6回ほど出金がありますが、それについても、葛城市に帰属するお金であるから、それについては戻してもらおうと、返してもらおうようにしようというふうな議論をして、こういう文言も作っていったるわけです。それで最終的にこの報告書を出して、そして、そういうきちとした手続を取るという流れだろうと私は思ってきたのが、突然、未処理金の性格、それから、お金を返してもらおうことについて、そこだけ取り出して議論になるというのは、私はどうも納得がいかないんです。だから、本来はまとめの中で24日にやるわけですから、24日にやって議会で出そうというふうに段取りでいったるわけですから、そこできちっとやる方が、私は、正式に報告書としてしるべきものだと思います。

**藤井本委員長** 意見がばらばらしてるんです。協議会ばかりでなく、委員会をせなあかんとは私に言っていましたけど、このことについては谷原委員と一致してたと先ほど申し上げてる。谷原委員も、委員会をやらなあかん言うてて、やったら、今日何でやるんですかと。こういうことになると、本当に意見というのが、私はちゃんとして、間違いのない報告書ができるように

ということで、ここで委員会をさせてもらってるわけですから、それを、意図があるように何か聞こえるんですけど、今月に出そうということを決めてる、大体のところは話をしてるんです。その中で、先ほどから申し上げてるじゃないですか。私は、もし、皆さん方に言うのであれば、委員会が遅くなって申し訳ございませんということは言いたいぐらい。7回も協議会をやって、委員会をやってないという方がおかしいんですから、そこの理解をしていただかないと、全く話にならない状況やというふうに思います。確認を……。

**谷原委員** それは委員会の進め方に問題がありますよ、そしたら。委員会の進め方が非常に問題があるじゃないですか。ちょっと言いますよ。委員長。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** これまで委員会を開くときは、どういうことを委員会で諮るかを含めて協議会で話をして、そして委員会を開いて決めてまいりました。証人尋問の件、それから、いろんなことを調査する件についてもそうです。ところが今回、午後しっかりと協議会を開いてこのまとめのことをやってきて、これで次回と思ってたら、突然その一部だけを取り出して、委員会で初めて聞く議題です、私。これまでの協議会の進め方というのは、あるいは協議会と委員会の進め方というのは、そういう形で進んできたんじゃないですか。だから、私、そこはこだわってるわけです。委員会の進め方として私は納得いかないと。公開するのは確かだけれども、協議会でしっかり議論して、その上で議題をしっかり決めて、委員会をやってきたわけですから、そういう形としてかなり逸脱してるということを指摘しておきます。ぜひそういうふうに戻してください。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 協議会できっちりやって、この議題は、正式な委員会で、偽証のことにしても、はっきりとこれ、この委員会できちっと話し合いをしたことが、谷原委員も言うたはる、ほかの委員も言うたはる。これ、初めて委員長報告にかけるわけで、委員会で突然と言うけど、委員会で今までずっとやってきたことの中で、これだけは文書に入れとかなあかん。この24日にやるのやったら、報告書もきっちり委員会として取り上げて、はい、これでということと、それと、少なくとも返還をさすということは、正式な委員会で決めとかなあかん。前々から、協議会ではずっと言うてるけれども、決めとかないかん。

それと、偽証のことも、これ、はっきりと本会議に諮るわけやから、本会議にきちっと出ていくわけやから。議員提案か何か、それか百条委員会として、本会議できちっと、この委員会だけじゃない、本会議で議決していかんなん問題やから。この委員会での結論をきっちり出さんと、本会議みたいなん行かれへんやんか、これ。当たり前のことやん、こんなん。それをきっちり諮ってるねんさかい、そんで、委員長、ええんと違いますか。

**藤井本委員長** ご意見はご意見として、おっしゃってくれはったらいんですけど、協議会で全くやってないことを委員会ではとやったというのであれば、それはご指摘されてもいいですけども、先ほどから冒頭申し上げたように、この間7回協議会をやってきている。その間に私は、委員会をしやなあかんと言うてきましたけども、できてないと。このことについてはおわび申し上げますと言ってるんです。だから、協議会でやってきたのを今日確認して、これ



を確認しとかなないと、ちゃんとした報告書が作成できないという意図でやっておりますので、そういうことで、委員の方、ご理解いただきたいというふうに思います。

それでは2番目、未処理金から出金された金銭についてということについては、返還を求める。少なくとも岡本氏に対してという言葉がつくわけです。に対して返還を求めるということで、進ませていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**藤井本委員長** 次行きます。次は、百条委員会という中で、証人の方たくさん来ていただきました。

次は、これも、もう既に協議会でお話をさせていただいてるわけですが、虚偽の陳述に対する告発を行うことについてということについて確認をさせていただきます。これについても、協議会の中で虚偽と違うのかということ、今日も出るのか分からないですけども、何点か出てまいりました。しかし、確実に、やはり法的なところも踏まえて、偽証と認められる証言について、それを告発しようということでお話をしてきたところでございます。それについては数件ありましたけども、審議、議論している中で1件にとどめることにしました。証人岡本氏に対して、偽証と認められる証言、未処理金の使途として、弁之庄地内における地積測量費用の不足分として支払った、岡本氏が証言した25万円の領収書の作成日及び受領日についての証言ということで、偽証の告発をしてまいりたいということをお話をまいりました。このことについても、このように進めさせてもらったらいいか、確認をいたします。特にご異議ないですか。

西川委員。

**西川委員** 弁護士先生の指導というか、アドバイスもあって、これにとどめてますけれども、いろいろな日記や、いろいろなメモや、それをもって弁之庄のことでとどめてますけれども、僕は初めから言うてるやん。これで行くというのは、それでしゃあないとは思いますが、ずっと苦勞をかけて証人に来ていただいた。区長をはじめ役員らも、職員も、全部含めると、代表的なのは、まずは出金に関して、どこどこへ出金した、ここへ出金したって、ここに書いてありますけども、全部相談したと、4人で。元市長、生野名興さん、岡本さん、それと河合さん、この4人で相談して、みんな了解をもうて出金したと、こういうふうにおっしゃってるけど、このあとの3人は、一切そんな相談を受けてませんという証言したはるわけ。ほな、証言だけやったら、ちょっとと言わはるから、まあ、そうかいなと思うけれども、それともう一つ、忍海農協へ預けに行ったときは、新村区長の名義で、新村区長と一緒に行って、ほいで、新村区長の了解の下に入金した。ほんで、払い出すときも、出金するときも、新村区長並びに会計担当者、役員責任者と一緒に行って、その了解の下に出金してると。こういうふうにお岡本さんは言うたはるけれども、全然、証人に来ていただいた方々は、そんなこと、一緒に行って、そんな了解みたいなんしたことないという証言をしたはるわけやん。出したところを見て、1人は、そやから、そんな相談を受けてませんでと言うてる。私、そんな預け入れのことなんか知りませんでと言うたはる。これも証言が食い違っただけやさかいに、偽証罪はできへんと。こんなんやから、最低これだけとは、弁護士先生のアドバイスあるさかいに、わしはこれじゃあないなとは思いますが、わしの気持ちとしては、こんなん、

あと2つぐらいは偽証罪と違うかと思うんやけども。僕はそう思います。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 この偽証罪の件につきましては、協議会の中でも議論して、本会議に間に合わそうということで、今委員会に上程されるということは了解いたしますので、先ほどのようなことは言いませんので、この偽証罪については、しっかりと議論してまいりたいと思います。実際に文章としても議案として出てきてあるわけですから、議論をしていきたいと思っております。

まず、偽証罪とは何かということについて、これは告発でありますから、刑事告発でありますから、その要件について、この間協議会で、馬場弁護士についていろいろと伺ってまいりました。私も委員になって偽証罪ということを議決するに当たって、正確に偽証罪というものがどういうことかということを理解したいと思いましたが、そういう質問をしたわけでありまして、そのときに馬場弁護士がおっしゃってたのは、発言内容が事実と異なっているけれども、記憶において本人がそう思っているということであれば、これは偽証罪に問われませんよと。そうではなくて、明らかに事実と反することを記憶に反して言ったときに偽証罪が成立しますというお話でありました。印象だけで決めるとすれば、心の中の問題ですから、本人が、何で記憶に反してたかということとは分からないと。それだったら偽証罪なんか問えないじゃないですかという議論があった上で、出てきたのが、客観的な事実と明らかに異なる発言を、まさに記憶に反して述べているということであれば、これは偽証罪になりますねと。言ってみれば、あくまで客観的な事実、この認定の下に食い違いがあるものについて、偽証罪というものが成り立ちますよと。要件としては成り立っていくでしょうということでありました。

ずっと百条委員会をやりまして、委員の皆さんが大変ストレスを受けたのは、証言が全く違うわけです。違う証言がいっぱい出てくるんです。だから、旧町から、前任の収入役から私はこの未処理金を引き継ぎましたというふうに元収入役は言うたので、前任の方に確かめると、いや、そんなものは一切知りませんというふうになりますし、そういうことがいっぱい出てきたわけです。そうすると、証言と証言が食い違うだけでは、どちらがどうということでは偽証罪にはなりませんと。やっぱり客観的な事実証拠でしょうということになったわけです。それで馬場弁護士が、取り上げれるとすれば、今回、虚偽の陳述に対する告発についてということで、偽証と認められる証言として、大字弁之庄地内における地積測量費用の不足分として支払ったと、岡本吉司氏が証言した25万円の領収書の作成日及び受領日についての証言が食い違っているということ、ここは領収書があります。いろんな物証があるので、これについて、きちっと取り上げたら、これについては成立する可能性がありますねと。これぐらいですねという話だったので、ここに1件上がってきたんだらうと認識しております。

その上でなんですけれども、実は、弁之庄の地積測量の不足分として支払った25万円の領収書なんですけど、これも大変不可解なことに、物証が1つじゃなかったんです。つまり、岡本氏は岡本氏なりの物証がある。もう一つの、作心測量建築事務所の代表者の西田さんも、それなりに自分の証言を裏づけるものがあるんです。両者のものをきちっと裏づけるような

ものがあって、大変我々も悩んだところなんです。そこはどういうふうに分かれてたかという、これは、要は、お金を渡せば領収書を切る。これは社会の常識です。それを、平成20年12月16日付で領収書が切られてると。25万円の領収書が切られてる。これは岡本吉司氏が保管して、ノートに貼り付けてる。ところが、西田さんの証言は、いや、それは平成30年1月25日に、岡本氏が来て、あのときお金もろうたやろうと、払うたやないかということで、領収書を切ってくれということで、そのときに領収書を切ってくれと言われたから、その領収書を切りましたと。領収つづりの一番下に切ったし、そのことについては業務日誌にも書いてありますということで、それぞれ証拠として、委員会としては提出していただいて、コピーを保管してるということでもあります。

問題は、どちらがどうかということが大変決めにくいんです。私も、作心の業務日誌を見させていただきました。通常の業務の行間に小さい字で書いてあると。普通だったら上から順番に同じように書くものが、後から書かれたような形跡もあるし、岡本氏は岡本氏で、作心について言えば、10年も前のことで領収書を発行すると。私、これもよく理解できない。言われたからといって、10年前に払うたやろうということで、頼まれたから領収書を発行すると。これも不可解なところがあって、両者とも不自然なところがあるので、そこで馬場弁護士に聞いたんです。つまり、偽証罪ということは、これでどうなりますかと。裁判とか、告発したときに。そうすると、これは起訴されますかと、どうなりますかということをお聞きしたときに、いや、これは不起訴処分にもならず、言うたら、門前払いに近い形です。処分保留、あるいは処分却下。それは弁護士先生がそういうふうなことまで含めておっしゃったから、私は、だから、これは大変だなと思ったわけです。それはなぜかという、いいですか。議会が百条委員会で議決して、偽証罪と議決したものが、処分を、こんなん却下する……。

**西川委員** 分からん。

**谷原委員** 分からんじゃないですよ。そういうことになれば、私は、これは委員会としてあつてはならんことだなと。どちらを取るかということになりますから。というのは、私がなぜこんなことを言うかという、これは協議会でも申し上げましたけれども、偽証罪ということについては、私は慎重にやるべきだと、告発については、確実なものについてきちっとやるべきだと。その理由を言いました、協議会でも。もう皆さんはご存じだと思いますが、委員会ですの、もう一度言わせていただきますが、何でもかんでも偽証罪、偽証罪ということになると、証人は、全て記憶にございません、記憶にございません。こういうことになって、百条として証人を呼んで、きちっと語っていただくことが難しくなるんです。だから基本的には、証人にはきちっといろんなことを話してもら。そういうことをやっていかないと、これが、曖昧なと言うとおかしいけど、根拠があるとしても、本当に弁護士に相談して、根拠のあるようなことでなければ、私は、責任持って、委員会として、これを訴えるべきではないというふうに私は思うんです。それは、なぜこんなことがあるかという、岡本議員は、過去偽証罪で訴えられてますやんか。それ、どうなってます。

**西川委員** 関係あんのか。

谷原委員 いやいや、その分で、非常に申入書という形で議会にも出されてるわけです。

西川委員 おかしいで、こんなこと。

谷原委員 いや、そんなことないです。これは委員会の問題ですから。私も公党として、日本共産党として、やっぱり責任持って、偽証罪として訴えることであれば、これはきちっと確実なものでもって訴えるべきだと私は思っております。これが、だから弁護士も来ていただいて、相談しながらやってるわけですから、それが、これじゃあ維持できないでしょうねみたいなことを言われちゃうと、とてもじゃないけど、私がこれ賛成するというふうにならないわけです。

西川委員 せんでええやん。

谷原委員 いや、それはそうですよ。でないと、何でもかんでも怪しいから告発なんていうことはできないわけです。逆に誣告罪とか名誉毀損とかいうことになるわけですから。そこは、私は、委員会としても議員としても慎重にやるべきだと。これが1つ。

それから2つ目は、あまりやり過ぎると、ちゃんとした証人尋問ができなくなる。知らない、知らない、記憶にない、記憶にないになるので、私は確実なもののみ、きちっとやるべきだと。この件については、唯一物証があるけど、両者にあるわけですから、非常に悩ましい問題になってるわけで、この点について、私は慎重であるべきだと思います。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 何かとうとうと言うたはるけれども、それは、谷原委員が共産党としてそうしはるのやったら、ほんまは、僕は、こういう問題は、共産党が一生懸命迫及してやらんなんの違うかいなと思うてるねんけど、利害関係でいうと、誰が一番、損得のことから言うたら、一番最初に弁護士同伴で証人尋問来たん、誰や。そんだけ警戒してんねやん。これ、偽証罪をようせん言うのやったら、それはそんでええけれども、それに絡んで、委員長、その他でやんのかどうか知りませんが、今おっしゃったことをずっと聞くと、これ言うてええか。

藤井本委員長 入ってますけど、もう、その他で。もう今言うてください。

西川委員 令和2年8月19日、このときに委員長もおっしゃってるように、ずっと協議会をやってきてたわけです。もうこんな2年何か月もやってるんやから、そろそろ百条委員会として、どういう方向で持っていかなんのかなということをやったときですよ。偽証罪というのも成立するのかな、どうかなということ、協議会でちらっと出たか、出やんかですよ、その話が。

藤井本委員長 そしたら、ちょっとだけ待っていただけますか。この申入書については、朗読してもらおうと思ってますので。

西川委員 ものすごい関係してくるんで、このことに。脅しやもん、こんなもん、はっきり言って。

藤井本委員長 谷原委員からも出てますので、後でそのことはさせていただきたいと思います。

虚偽の陳述の告発、以上で、次に行きます。以上でよろしいですね。谷原委員、意見ありましたけども。

最後ですけども、今やっているのは、報告書案について確認をしているというのを議題と

してやっております。

最後になります。報告書の提出する時期について、提案する時期について、ここで確認をさせていただきます。協議会の方で、これもお話をさせていただいておるところでございます。令和2年第3回定例会最終日に、報告書の結果報告を行うことにしたいと思っておりますけども、特にご異議ございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 私は、お尻を切るということになると、実際急いでますよ。急いでやってるんですけど、我々も。けども、まだまだ報告書の中身、これで24日、協議会やって、委員会やって、本会議に間に合うかどうか。これはあまりお尻切るのはどうかなと。目標としては、それを目指して頑張っていきたいとは思いますが、あんまり、確かにそれは目標としていただかないと、これ切るといふふうになると、私は具合が悪いかなと思います。

**藤井本委員長** 当初から、調査報告書案ということで随時積み上げてきて、皆さん方にお示しをしているところです。ほぼでき上がってきて、今確認に入らせていただいております。ここにも令和2年9月ということで進めてきておるので、このことについては、今、目標ということでございましたけども、このときに委員会として結果報告できるようにお願いをいたします。

協議案件（1）報告書案に対する確認事項については、以上といたします。

次に、協議案件（2）その他に移ります。

先ほど谷原委員からも出ました。この委員会に対して、谷原委員からも、この申入書が出たというのがありましたし、今、西川委員からお話をされたところでありますけども、令和2年8月19日付で、岡本吉司氏から、葛城市議会議長、下村議長宛て、また私、この百条委員会の委員長宛てに申入書というものが出されました。このことについて、まず事務局に朗読お願いいたします。

事務局。

**和田書記** 議会事務局の和田でございます。

それでは、申入書について朗読させていただきます。

貴職らにおかれましては、ますますご清栄のことと存じます。さて、貴議会におかれましては、平成30年2月19日、同年第1回葛城市議会臨時会において、旧町時代における未処理金調査特別委員会の設置を決議され、以後、地方自治法100条に基づき、（1）旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項、（2）旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項、（3）旧町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項について調査を進めておられるものと認識しております。これまで当職も、法律上の根拠が曖昧な要求についてはさておくとしても、貴委員会による調査にはご協力させていただいております。

ところで、貴委員会におかれましては、同日以降、正式な議事録が公開されております令和2年3月25日までの間だけでも、合計22回の委員会を開催し、当職以外にも様々な方の証言を求めておられます。それぞれの方とも、公法上の義務として、貴委員会の調査に協力しておられるものと理解しておりますが、一方で、一般の方が宣誓の上で証言を行うことが、

身体的にも精神的にも大きな負担となることは明らかです。しかし、上記の調査にどの程度必要なのか、必ずしも明らかでない方まで、再々証人として呼び出され、証言を求められるというのは、いささか配慮を欠いた取扱いではないかと危惧しております。そもそも、一連の議事内容を拝見しておりますも、いかなる事情があるのかは分かりませんが、貴委員会の関心が、調査事項（２）に極端に偏ってしまっているように見受けられます。同（１）あるいは同（３）に関する無関心さが際立ってしまっており、議会ないし葛城市民全体からの負託に十分応えられていないのではないかと懸念しております。また、貴委員会の調査に協力した者の一部に関して、偽証罪による告発を行う向きもあるやに伺っております。地方自治法100条9項に基づく告発を行うかどうかについてはもとより、貴議会の判断となります。しかし、仮に当該告発が誤っていた場合には、葛城市として損害賠償責任を負うこととなりますので、慎重にも慎重な検討が必要になると理解しております。

以上でございます。

**藤井本委員長** これは、ご紹介は皆さん方にさせていただいて、ご意見はまだいただいてないところでございますけども、先ほどから申し上げてるように、9月に調査報告をしようと。最後の詰めになったところで、こういった申入書が、議長宛て、また私宛てに、委員長宛てに提出をされました。

委員会を進める中で、何も私は100点と思ってないけども、先ほど言ったように、もっと委員会をしておくべきであったとか、いろんな反省点はありますけども、ここまで言われる筋合いはないというふうに思っております。ただ、この方の意見としては受け取ったところでもありますけども、長年議員をやらせていただいておりますけど、こういう形で出される、委員会の進め方がおかしいじゃないかと。場合によっては、委員会が損害賠償責任を負うこととなりますので、慎重なやり方をしてくださいと。こういったことをいただいたところでございます。私自身、これをいただいたからということで、関係なく、ちゃんとこの百条委員会の使命を果たすということで、ここまでやってきたところでございますけども、こういうことが出されたということで、何かご意見がございましたら、これもご意見を賜りたいと思います。

西川委員。

**西川委員** 初めからこれを取り上げよと言うてたんやけど、出してる時期も問題やし、出したはるのが岡本吉司さん。自分で忍海農協へ、新村区長名義で自分で預け入れて、使うのに、また、出し入れすんの不便やから、新たに自分で印鑑こしらえて、新村区長という新たに印鑑こしらえて、その印鑑で出し入れしてる。管理して使うたこと、ずっと使わんとほったるのやったら別に、ああ、ほったってん。それでもあかんけれども、それをしてる張本人から、この百条委員会で2年何か月やってるのに、当初は協力してきたやんか。こんな人ごとみたいなことを書かれて、それで、この調査をするのに、管理のことばかり言うてて、発生経緯やとか、今後どないするのという議論一つもせんと、管理のことばかりやってて、市民全体の、百条委員会は、負託に、あんた応えてませんでと、負託に応えてないでと。百条委員会は何してるのと。こんな無礼なことを出してくるて、感心してまんねん、わし。こんなこと

書いてくるのを。ほいで、誰がどうして言うたんか知らんけれども、調査に協力した者の一部に関して、偽証罪による告発の向きもあるやに伺っております。これ、誰に伺ったんや。うちの委員会、誰か言うたんか、これ。誰にどう伺ったんか。この時期にやで。なおかつ、こんなん出してきたからいうて、百条委員会の判断に何ら差し支えはないとは思いますが、そこへ、最終的に、それはそうやろうと思うよ。百条の委員の人らは、その覚悟を持って偽証罪でもやるわけやから。やられたら、そうかもわからへんけれども、その覚悟を持ってやるのに、仮に当該告発が誤っていた場合は、葛城市として、貴議会の判断が誤っていた場合は損害賠償責任を負うさかいに、慎重にも慎重な検討が必要になるて、これ、全然、岡本さんと違うところ、こういうふうに誰かどこかから言うてくるのなら、うーんと思うけど、本人がやで、ほんまのところ、議長も今いはるけれども、これは議会としても、こんなことを言われてたら、本人にきっちり、どういふんかな。議事をばかにしてるんで、これ、議会としても諮っていかんなんの違ふんかいなと思うで。こんなん百条委員会の調査には関係ないけども。こんな侮辱したようなことを出してきて、本人が。僕は、委員長、そう思います。

**藤井本委員長** ほかに。

杉本委員。

**杉本委員** 僕も読ませていただいて、何の目的があるのか、あんまりよく分からないんですけども、気分がいいものではなかったんですけども、その中に、協力してきたじゃないかと書いてあるんですけど、今日の記録の提出の中に、前に岡本さんに通帳の印鑑を出してくれと言ったときに、拒否されてるわけじゃないですか。今、提出書類のやつ、一覧全部見ても、提出拒否と書いてあるのはここだけなんです。これを協力と言えりのかどうかいうところもありますし、その辺は、どういう結末になるかは分からないんですけど、僕は、あまりにも遺憾かなとは思ってます。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** 私は、協議会の中でも申し上げましたように、岡本議員のいろいろなことについては、批判的な立場であります。これは、副市長の時代から市政に携わっておられて、未処理金のことがあったら、当然それは公にして、きちっと解決すべきであったし、ましてや議員であれば、余計そういうことできちっとやるべきだということは、そういう文章にもして、この委員会で報告書の中に、評価としてきちっと私も出しておるわけでありまして。だから、決して岡本議員の様々なことについて、肩を持つわけではありません。そういうことを最初に述べた上でですけども、こういう申入書があっても、我々百条委員会は、しっかりと審議もし、調査もし、証言も得て、いろいろやってみりましたので、それは粛々と委員会としての報告書を作ってやっていけばいいわけで、こういうことには、私は左右されるものではないということを申し述べておきます。ただし、私は、百条委員会のあり方については、当初から、議員必携などを見て、百条調査というのは政争の道具になると、なりやすいと、それについ

ては、くれぐれも調査権の濫用になるようなことがあってはならないという文言を見まして、やはり当初から、私は客観、公平に、事実をもってきちっとやっていくことをやってまいりましたが、残念ながら、委員会では、特定の議員を激しく非難するような言葉にあふれるというふうな状態になっておりました。その中で、私はできるだけ全体的に調査を進めていかなければいけないという観点でやってまいったわけでありまして。さらに言えば、先ほど申し上げましたように、岡本議員がこういう偽証罪告発を行う向きを、どういうことから捉えられているか分かりませんが、先ほど言いましたように、ご本人から私が聞いた話としては、過去、偽証罪として告発されたことがあると。だけど、結局、起訴処分すらならなかったと。検事そのものは、何でこんなんでも取り上げたんですかねということで、差し戻された。結果は不起訴処分というふうに新聞に出された。私は怒って、不起訴処分といったら、大変なことですよ。不起訴処分だけれども、それは悪いことした。だけど起訴するに当たらないから、不起訴処分ですから、そういうふうな新聞に対しても抗議して、訂正文を出してもらったというぐらい非常にナーバスになってはるんです。それは私聞きましたから。そういうことがあって、本当に、だから私も弁護士に対しては、これについて、偽証罪の場合は葛城市が告発するわけですから。我々委員会じゃないんです。葛城市が告発した場合、結果によっては、ここに書いてあるように、損害賠償が発生するようなことになるから、これは、協議会でも弁護士と議論したところですよ。これについて可能性はどうですかということも含めて議論した結果、葛城市の判断にはよりますけれども、難しいところがあるでしょうね、みたいなことを聞きましたから、私の先ほどの発言になったわけでありましてけれども、私は、岡本議員がこういうのを出すからといって、私はそれで左右されるべきじゃないと思うけれども、委員会としては、そういうことも含めて慎重に、私はやっていくべきだと考えております。

**藤井本委員長 川村委員。**

**川村委員** 私は、この申入書を、このタイミングで、我々はこれから偽証罪について考えていこうというタイミングの前に出された。本当に、先ほど西川委員言われたみたいに、誰かが、今度、次の協議会は偽証罪について審議していくよと。これが非常に悪質というか、秘密会とは言いませんが、協議会は秘密会と同様である。この秘密会の中で、委員がその内容を漏らしたら、懲罰に値します。これほど、やっぱり皆さん委員は、節度を持ってやってるわけです。これがどんなふうに漏れたかは分かりませんが、どうやって漏れたかは分かりませんが、この内容が政争の道具に使われるからとか、そういうような思いで書かれたのか、それは分かりませんが、ただ、私たちが次の審議に入っていく段階で、今回、偽証罪に出してるものは、我々が政争の道具に使うたり、我々が悪意であったり、意図であったりするような、そんな内容ではないんです。今、谷原委員が言われたみたいに、どうせ偽証罪で訴えてもあかんと。我々は非常に健全な気持ちでいるんです。たまたま岡本氏と、それから、今、作心の西田氏が、これ我々と関係ない、何の意図も働けない方同士の偽証の問題なんです。これを、何が、どうせだめだから、これはやらないと。我々はこれを、例えば逆に、名誉毀損で訴えられても、十分な理由があって、偽証罪としてこれを今回上げてきたということは、そんな悪意と



取られるような、名誉毀損と捉えるような内容ではないと私は思っております。ですから、こんなことを、この2年7か月ずっとやってきた中で、1つの結論がたまたま出てきたんです。今のこの偽証罪は、誰の意図でもないです。この証言がたまたま出てきたんです。これを発見したんです、私たちは。発見したのをきっちり書いてるだけです。それが何の意図もあり、政争の道具でも何でもない。この意味をしっかりと、我々は、この百条委員会で議員の役目を全うしてるだけです。これを、あたかも、どうせやっても、前の百条委員会の偽証罪の内容なんかは、私らは分かりません。前がだめだったから、今だめだって、我々百条委員会の委員として、そんなことを考える余地もありません。我々は、ひたすらこの調査に向かって、しっかりと審議した上でやる1つの結論ですので、何のおとがめもないと思っております。これがたまたまどんな判決になるか分かりませんが、我々は市民に負託された議員です。市民がどんな思いをしてるか。どんな、この百条委員会を捉えているかということを考えれば、我々議員としては、当たり前、これは仕事であると私は思っています。

以上です。

**藤井本委員長** ただいま申入書ということについてお話しさせてもらってます。ご意見いろいろ賜りました。ほかにないですね。

**谷原委員** 今の川村議員の秘密会で、協議会は秘密会ですか。

**川村委員** そういう懲罰となってると言ってませんやん。

**谷原委員** それちゃんとしないと、発言残りますよ。

**藤井本委員長** 申入書に関しての話ですか。

**川村委員** もう一回言います。これは懲罰の規定です。例えば秘密会などで、委員がその秘密を漏らした場合は、懲罰に値するということもありますと言っただけです。今回がこれに匹敵するとは言っておりません。

以上です。

**谷原委員** 協議会とは違いますね。協議会については、それを言うていいんだったら、ビラも流れてるわけですから、それは、この百条委員会の件で委員長自身も、ビラを2回ほど出してはりますやんか。ざっと全戸に。

**西川委員** 偽証罪みたいに。

**谷原委員** いや、偽証罪じゃないですよ。だから、協議会の内容については、秘密会と協議会は違うと。だから、そこはしっかりとつきりさせておかないと、協議会の内容は漏らしたらあかんとか、誰が言うたんかとか、そんな話では私はないと思っておりますので、秘密会だったら、それは大きな問題だと思いますけど。

**藤井本委員長** もういいですか。今もうその他のところへ入ってます。この申入書について皆さん方のご意見を聞いただけです。私宛てに、また議長宛てにでもありますが、議長宛てに、私宛てに、こういうことを出された。審査を進める中で、非常に私としては、一言で言うと、これは残念と。こういうことが、それも同じ市議会議員の方から、また、この調査を進めている中で、その対象となる方でございますので、私は非常に残念という言葉を残したいと思っております。しかし、もちろんそれは意見として聞いて、左右されることなく、今回進めて

いく。もうあとちょっとでございますけども、しっかりと進めてまいりたいと思います。

それでは、本日の調査案件全て終了いたします。

委員外議員の発言を許します。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

藤井本委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、長時間にわたってのご審議、本当にありがとうございます。最後になりますけども、私から委員の皆さん方に本当に心からお願いしたいのは、先ほど申し上げましたように、この委員会、もう2年7か月になろうかとしております。いろんなところで私なりに、また事務局にも、この百条委員会、これだけの長くやってるところはあるのかということ、私なりにもいろんなところで調べたところ、見当たらない。非常に長いことやってるといってでございます。それだけ慎重にやっていたらということも、それは分かるわけでございますけども、今、予定を立ててるのが、今月の定例会最終日に提案をしていこうということで、今進んでるところでございます。そういう提案書も間違えのないようにということで、今日のご審議をいただきました。そのことを本当に胸にさせていただいて、私からの心からのお願いでございますので、今月25日の最終日に、調査結果報告ができますことをお願いして、今日の委員会を終わりたいと思います。本当にご苦労さまでございました。

閉 会 午後7時45分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

藤井本 浩